

宮津市産業振興促進計画

令和2年2月26日作成

京都府宮津市

1 総論

(1) 計画策定の趣旨

宮津市は、京都府の北西部、丹後半島の付け根に位置し、南部と北部が特別名勝「天橋立」の“砂嘴（さし）”によってつらなる特異な地形を有している。

本市の人口は、昭和35年の34,799人から今日まで継続的に減少が続いており、5年ごとの増減率は平成に入り概ねマイナス5～7%/5年となっている。人口構成の特徴として、若年層の急激な減少と高齢者層の増加が見られる典型的な過疎地域の人口構造となっている。

また、本市の就業者も、昭和45年の17,939人をピークに減少しており、平成27年には8,414人となり、全体として、第三次産業へのシフトが進んでいる。

かつて本市の基幹的産業であった農林水産業は、需要構造の変化や市場価格の低迷、高齢化、担い手不足など様々な課題に直面している。加えて、丹後地域の中核的存在であった本市商業は、急速な過疎化、高齢化等の影響を受けて、著しく衰退している状況にある。

更に本市は、日本三景天橋立を擁する北近畿を代表する観光地であり、天橋立や宮津湾など様々な観光資源を活用した滞在型観光地への転換を進める中で、観光入込客数は年間約300万人に増加し、そのなかでも、日帰り客や外国人観光客は増加する一方、宿泊客数は減少傾向にあり、観光消費額も伸び悩んでいる状況にある。

以上のとおり本市の産業は、厳しいあるいは伸び悩みの状況にあり、人口減少、産業の停滞、地域力の減衰といったマイナス連鎖の構造にある。このマイナス連鎖を断ち切り、若年層等の定住化や都市地域からの新規定住の促進等を図るため、産業の振興や起業の促進を通じた安定した雇用及び所得の確保に積極的に取り組む必要がある。

このため、本市における産業振興の現状を踏まえた課題解決を図るため、平成27年施行の改正半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)第9条の2第1項の規定に基づき、平成27年に宮津市産業振興促進計画(平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。)を策定し、各種施策を進めてきた。この度、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標の達成状況について

半島振興法や過疎地域自立促進特別措置法等の優遇措置の活用等による企業誘致や起業の促進に取り組んできた結果、商工業(製造業含む)については設備投資件数、新規雇用者数ともに目標を達成、また、観光業(旅館業含む)では設備投資件数の目標を達成することができた。

しかし、農林水産物販売業や情報サービス業については、人口減少による地域経済の低迷等により市内事業者の事業拡大や新たな起業には至らず、目標を達成できなかった。

また、商工業(製造業含む)と観光業(旅館業含む)においては新規設備投資は

されたが、税制の周知不足や他の税制利用等により、半島振興税制の利用には結びつかなかった。

表1 旧計画における主な取組

	取組内容
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の活用の促進 ・農林水産業の担い手の確保・育成 ・商工業などの新商品と新技術の開発支援 ・農水商工観連携や6次産業化の促進 ・周遊・滞在型観光に向けた近隣市町との連携強化 ・観光資源の活用及び情報発信の強化 等
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の活用の促進 ・特色ある産地の育成 ・各産業の担い手の確保・育成支援 ・農林水産業の振興 等
宮津商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談・経営改善 ・創業意識の喚起及び人材育成 等
天橋立観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・観光関連業の人材育成やネットワーク化 ・観光マーケティングと情報発信の強化 ・観光業と各種産業との連携強化 等
農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の経営支援 ・地産地商(消)の推進 等
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売拡大の支援 ・新規漁業者の経営支援 等
関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市及び宮津商工会議所が中心となって設置した宮津農水商工観連携会議による、農水商工観連携の推進 ・宮津商工会議所を中心に設置した宮津まちづくり会議による中心市街地の賑わいづくり

表2 旧計画における目標の達成状況

業種	目標		達成状況	
	新規設備投資 件数(件)	新規雇用者数 (人)	新規設備投資 件数(件)	新規雇用者数 (人)
商工業(製造業含む)	5	15	6	42
農林水産物等販売業	5	15	0	0
観光業(旅館業含む)	5	15	5	13
情報サービス業	5	15	0	0

※宮津市調べ(企業立地奨励金申請・先端設備等導入計画に係る認定等による)

イ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- ・観光と市内の各産業との連携・連動した取組の促進
- ・各産業における担い手の確保
- ・税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進

2 計画の対象とする地区

計画の対象地区は、宮津市全域とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

4 宮津市の産業の現状及び課題

(1) 農林水産業(農林水産物等販売業を含む)

本市の農業については、農家個数が平成17年の1,045戸から平成27年には827戸と20.9%減少しており、従業者の高齢化、担い手不足のほか鳥獣被害による営農意欲の低下など様々な課題に直面している。

農業は、多くの過疎地域における基幹的産業であり、食糧供給のみならず生産活動を通じて保水機能等多面的機能を有するとともに、集落のコミュニティ形成にも大きく寄与していることから、農村の維持も含めた総合的な対策を講じる必要がある。

本市の林業については、本市域の約80%を占める森林面積13,516haのほとんどは民有林(うちスギ・ヒノキの人工林3,006ha)であるが、民有林所有者の99%は3ha以下の小規模所有のため専業林家は皆無であるとともに、長期的な木材価格の低迷等により経営意欲が減衰し、林業従事者は減少している。また、高齢化、担い手不足が顕著となっており、林道整備の遅れ等による作業コスト高も相まって、適切な整備保全ができていない。

本市の水産業は、定置網漁を中心とした沿岸漁業が営まれているが、担い手不足及び高齢化等により、漁獲高は近年減少している。

輸入水産物の増加等により産地魚価は低迷しているが、水産物は、外的資金(外貨)獲得に向けての本市の貴重な地域資源であることから、漁業体験や観光との連動もあわせた「海業」としての取組も含め、つくり育てる漁業等の推進による生産拡大、地産地商(消)や付加価値の向上など、積極的に水産業振興に努める必要がある。

(2) 商工業

本市の伝統的産業である機業や煉製品製造業は工場数、従業員数ともに減少傾

向にある。また、丹後地域の中核的存在であった本市商業も、急速な過疎化や事業後継者の不足による廃業、購買力の市外流出等によって、事業所数、商品販売額ともに減少している。その結果、市内の事業所数については、昭和61年の2,346事業所から平成28年には1,234事業所と、また、従業者数も11,678人から8,065人と大きく減少している。

このような中、企業の立地は、定住施策にとって欠くことのできない雇用創出と地域経済の活性化に大きなインパクトがあることから、企業誘致や起業の促進に取り組んできたが、輸送コストの高騰等により地方都市への企業誘致は非常に厳しい状況にある。また、市内の事業者等についても、人口減少による地域経済の低迷等の理由から、多くが事業拡大や新たな起業に至れていないのが実態である。

製造業は、雇用の場の維持、創出とともに足腰の強い地域経済づくりにとって欠くことのできないものであることから、関係団体等と連携して、事業承継・雇用の確保対策を講じるとともに、北近畿を代表する観光地であり、年間約300万人に上る入り込み客がある本市の強みを生かして、製造業においても地産地消(消)を推進し、観光を基軸とした産業振興により地域経済全体の底上げを図っていくことが重要である。

また、小売業は、本市地域経済の根幹的な存在であると同時に、日常の買い物など市民生活にとっても欠くことのできないものであり、商店街等事業者の活性化に向けた積極的な取組を支援すると同時に、観光を基軸とした産業振興を図ることで地域経済全体の底上げを図っていくことが重要である。

(3) 観光

本市は、世界遺産登録を目指す特別名勝・日本三景天橋立を擁し、年間約300万人に上る観光入込客を誇る北近畿を代表する観光地であり、観光産業は、本市の地域経済にとって外貨を獲得する極めて重要な役割を果たしている。

地域経済を活性化するため、滞在型観光地への転換を進めてきたが、日帰り観光客の増加(H27:238万人→H30:244万人)に見られるように、その観光動態は、まだまだ天橋立を見るだけといった通過型観光が主流である。また、増加傾向にある外国人観光客に対するトイレの洋式化やキャッシュレス等の受入環境の整備も不十分な状態となっている。

観光は、第一次産業、第二次産業、第三次産業いずれにも大きな経済波及効果を期待できることから、引き続き、本市産業振興の基軸として積極的な取組を進める必要がある。

(4) 情報通信基盤整備

市内のインターネット環境は、平成13年に市街地3地区(宮津、上宮津、栗田)で民間主体の光ファイバー網が開通し、残る7地区(由良、吉津、府中、日置、世屋、養老、日ヶ谷)についても、公設民営方式により、平成22年度から開通した。

また、携帯電話等通信エリアについては、平成20年度時点で10地区が携帯電

話不通集落として残っていたが、公設民営方式による基地局整備等により通話エリアが拡大した。

これら近年の整備により、市内の情報通信環境の格差は概ね解消されている。

5 産業振興の対象とする事業が属する業種

本計画における産業振興の対象業種は以下のとおりとする。

- ・農林水産業(農林水産物等販売業含む)
- ・商工業(製造業含む)
- ・観光業(旅館業含む)
- ・情報サービス業等

6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

前述で対象とした業種の活性化に向けて、関係団体等と連携して以下のとおり取組等を推進していく。

(1) 農林水産業(農林水産物販売業含む)

目的	事業内容
農村地域の多面的機能の維持、農地の保全を図る。	多面的機能支払交付金事業等の取組を拡大するとともに、地域の農業を担う集落営農組織の強化を図る。
有害鳥獣による農業被害を軽減する。	駆除による個体数調整及び防護柵設置等の取組を地域と一体となって進める。
農業の付加価値と販売力を高めるため、6次産業化や農商工観連携を推進する。	施設園芸作物の生産振興や農産物の加工製品化など、農産物等直売所を核とした地産地商(消)や観光消費の拡大の取組を推進する。
新規就農を促進する。	新規就農に係る受け皿づくりを進めるため、農業経営の法人化や人・農地プランの策定を推進する。
水源涵養や山地災害防止等多面的・公益的な機能を持つ森林の適正な管理を図る。	森林経営管理事業を着実に推進するとともに、担い手育成、林業組織強化、地域材の有効利用を促進する。
	林道等の整備や市行造林地における間伐等を計画的に実施する。
	担い手拡大を目指して、宮津天橋立モデルフォレスト運動「宮津ふるさとの森を育てる協議会」をはじめ、森林ボランティア等の活動を支援する。
漁業生産基盤の安定化を図る。	漁港施設と漁村環境の整備に計画的に取り組む。

漁業経営の安定のため、漁業所得の向上を図る。	丹後とり貝、イワガキ等のつくり育てる漁業を一層推進する。
------------------------	------------------------------

実施主体・主な役割	
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の担い手の確保・育成 ・農水商工観連携や6次産業化の促進
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある産地の育成支援 ・担い手の確保・育成支援 ・農林水産業の振興に係る各種取組への支援
農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売拡大の支援 ・新規就農者の経営支援 ・地産地商(消)の推進
漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・生産、販売拡大の支援 ・新規就漁者の経営支援 ・地産地商(消)の推進
関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市及び宮津商工会議所が中心となって設置した宮津農水商工観連携会議による、農水商工観連携の推進

(2) 商工業（製造業含む）

目的	事業内容
市内商工業事業者の経営安定化を促進することで、地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。	地域資源を生かした特産品づくり等を積極的に進めるとともに観光消費につなげる取組を推進する。
	伝統的産業は、観光資源としても重要な要素であることから、見学体験ができる仕組みづくりなど観光と連動した取組を推進する。
	半島振興法や過疎地域自立促進特別措置法による税の優遇措置等を活用し、本市の地域特性に合致する企業を中心に積極的な企業誘致を行う。
	市内に豊富に賦存する地域資源を活用した新産業の創出に向けた取組を引き続き進め、企業参入を促進する。
	後継者育成など人材面、あるいは金融面の支援を行うとともに、観光ニーズへの対応、農商工観連携など商業者の経営多角化等を促進する。
	道の駅「海の京都 宮津」(H27, 11月登録認定)を核として、中心市街地の活性化を図っていくと

	ともに、空き店舗対策等も積極的に進める。
--	----------------------

実施主体・主な役割	
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業などの新商品と新技術の開発支援 ・農水商工観連携や6次産業化の促進 ・企業誘致の促進
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある産地の育成支援 ・担い手の確保・育成支援 ・商工業の振興に係る各種取組への支援 ・企業誘致の促進に向けた情報提供
宮津商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・経営相談・経営改善 ・創業意識の喚起及び人材育成 ・事業承継や雇用の確保
関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市及び宮津商工会議所が中心となって設置した宮津農水商工観連携会議による、農水商工観連携の推進 ・宮津商工会議所を中心に設置した宮津まちづくり会議による中心市街地の賑わいづくり

(3) 観光業（旅館業含む）

目的	事業内容
観光消費額を増加させるため、滞在型観光地への転換を図る。	<p>日本三景天橋立を軸とした積極的な誘客宣伝に努めるとともに、本市の歴史風土や自然などの地域資源を最大限に生かし、食や文化資源、自然環境や景観など多様な観光スポットや地域資源を組み合わせた着地型旅行商品を造成する。</p> <p>半島振興法や過疎地域自立促進特別措置法による税の優遇措置等を活用し、近年、増加傾向にある外国人観光客の受入環境の整備を行うとともに、観光関連企業の積極的な企業誘致を行う。</p>
裾野の広い観光産業づくりを進めることにより、外貨の市内循環に努める。	観光と市内の各産業との連携・連動の取組を促進する。
自然環境保全への意識醸成や外国人観光客の更なる増加を図る。	平成28年度から加盟している世界で最も美しい湾クラブとの連携を活かし、外国人観光客の誘客を行う。

実施主体・主な役割	
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・周遊・滞在型観光に向けた近隣市町との連携強化（海の京都観光圏） ・観光資源の活用、観光案内及び情報発信の強化への支援 ・企業誘致の促進
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・各産業の担い手の確保・育成支援 ・観光振興に係る各種取組への支援 ・企業誘致の促進
天橋立観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型旅行商品の企画・造成・販売 ・国内外観光客への観光案内と情報発信の強化 ・観光関連業の人材育成やネットワーク化 ・海の京都DMOや近隣市町の観光協会との連携
関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・宮津市及び宮津商工会議所が中心となって設置した宮津農水商工観連携会議による、農水商工観連携の推進 ・宮津市及び宮津観光ピント会を中心に設置したまちなかインバウンド受入協議会による宮津市街地の外国人観光客の受入体制の強化

(4) 情報サービス業

目的	事業内容
情報サービス業を誘致することで、雇用の創出を図る。	半島振興法や過疎地域自立促進特別措置法による税の優遇措置等を活用し、企業誘致を行う。

実施主体・主な役割	
宮津市	・企業誘致の促進
京都府	・企業誘致の促進に向けた情報提供

(5) 共通

目的	事業内容
市内事業者や誘致企業による設備投資を促進するため租税特別措置の活用を図る。	市内外を問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資を支援する。
市内事業者や誘致企業による設備投資を促進するため地方税の不均一課税を実施する。	計画区域における対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、企業の立地や事業の拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 ・市HP、広報誌等による情報発信 ・市窓口への半島税制に関する周知資料の常設 ・企業誘致や窓口相談での積極的な情報発信
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税(府税)の不均一課税の実施
宮津商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・市が提供した周知資料を活用した会員への制度周知

7 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標(令和2年度～6年度)

新規設備投資件数(件)	16件
-------------	-----

(2) 雇用・人口に関する目標

設備投資企業における新規雇用者数(人)	60人
---------------------	-----

(3) 事業者向け周知に関する目標(毎年度)

①Web 媒体等による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市のHPにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報誌にて年2回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
②事業者への直接周知	<ul style="list-style-type: none"> ・税務及び企業誘致の部署窓口で半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して制度説明及び周知資料の提供を行う。
③関係団体等への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所等に半島税制に関する周知資料を提供し、毎年度確定申告前に会員への周知を依頼する。
④説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回程度商工会議所等の会議の際に税制の説明を実施する。

8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9 参考データ等

【人口の推移（国勢調査）】

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 24,937	% △5.7	人 23,276	% △6.7	人 21,512	% △7.6	人 19,948	% △7.3	人 18,418	% △7.7
0歳～14歳	3,827	△16.3	3,247	△15.2	2,656	△18.2	2,285	△14.0	1,870	△18.2
15歳～64歳	15,074	△8.8	13,424	△10.9	11,917	△11.2	10,713	△10.1	9,186	△14.3
うち15歳～29歳(a)	3,538	△8.9	3,091	△12.6	2,368	△23.4	1,969	△16.8	1,763	△10.5
65歳以上(b)	6,036	12.8	6,605	9.4	6,939	5.1	6,950	0:20	7,362	5.9
(a)／総数 若年者比率	% 14.2	—	% 13.3	—	% 11.0	—	% 9.9	—	% 9.6	—
(b)／総数 高齢者比率	% 24.2	—	% 28.4	—	% 32.3	—	% 34.8	—	% 40.0	—

資料：国勢調査

【産業別人口の動向（国勢調査）】

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,137	% △4.5	人 11,503	% △12.4	人 10,411	% △9.5	人 8,834	% △15.1	人 8,414	% △4.7
第一次産業 就業人口比率	1,468 11.2%	△9.2	1,074 9.3%	△26.8	1,040 10.0%	△3.2	711 8.0%	△31.4	666 7.9%	△6.3
第二次産業 就業人口比率	3,614 27.5%	△9.1	2,987 26.0%	△17.3	2,373 22.8%	△20.6	1,864 21.1%	△21.4	1,611 19.2%	△13.5
第三次産業 就業人口比率	8,055 61.3%	△1.3	7,442 64.7%	△7.6	6,998 67.2%	△6.0	6,259 70.9%	△10.6	6,137 72.9%	△1.9

資料：国勢調査

【農家戸数、経営耕地面積の推移】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
農家戸数(戸)	1,273	1,120	1,045	946	827
経営耕地面積(ha)	640	589	430	409	384

資料：農林業センサス

【漁業経営体数、漁業従事者世帯数の推移】

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
漁業経営体数	284	216	214	193	184
漁業従事者世帯数	35	40	37	—	—

資料：漁業センサス

【工場数、従業者数、製造品出荷額の推移】

	平成14年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年
工場数(店)	49	44	37	29	27	20
従業者数(人)	724	673	605	516	443	353
製造品出荷額(億円)	100.2	108.8	103.0	94.1	82.2	80.4

資料：工業統計調査

【事業所数、従業者数の推移】

	昭和61年	平成16年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
事業所数(事業所)	2,346	1,517	1,525	1,508	1,297	1,288	1,234
従業者数(人)	11,678	9,186	9,789	10,357	9,135	8,737	8,065

※平成24年は、民営事業所のみの数値

資料：事業所・企業統計調査、経済センサス

【商店数、従業者数、年間商品販売額の推移】

	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年
商店数(店)	529	501	500	451	330	313	300
従業者数(人)	2,538	2,631	2,302	2,018	1,674	1,631	1,510
年間商品販売額(億円)	449.99	424.08	373.98	331.78	253.33	278.65	238.07

資料：商業統計調査、経済センサス

【観光入込客、宿泊客、観光消費額、外国人観光宿泊客数の推移】

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
観光入込客(万人)	268.7	267.2	270.8	260.1	297.3	296.7
宿泊客(万人)	54.4	55.0	50.1	51.2	59.4	53.4
観光消費額(億円)	86.68	89.43	84.00	82.83	95.71	94.76
外国人観光宿泊客数(人)	1,766	7,698	5,685	10,786	24,591	41,792

資料：京都府観光入込客調査報告値